



新しい飼養衛生管理基準が10月に施行

飼養衛生管理基準の主な改正点をお知らせします

- 馬所有者の責務**
馬所有者は、伝染性疾病の発生予防やまん延防止に対する責任を有します。
また飼養衛生管理者を選任（家畜所有者の兼任可）し、**飼養衛生管理基準の遵守状況を定期点検する必要があります。**
- 獣医師による定期的な健康管理指導**
管理獣医師や家畜保健衛生所による指導内容は記録したうえで、1年以上保存しておく必要があります。
- 衛生管理区域設定の厳格化**
衛生管理区域には、飼料タンク、飼料倉庫や堆肥舎など農場作業に関連する農場内全施設が原則として網羅される必要があります。
- 衛生管理区域入場者の記録**
衛生管理区域への入場者を記録し、記録は1年以上保存してください。
入場者の消毒実施・海外渡航歴も確認してください。
- 衛生管理区域入場者の手指洗浄・消毒**
- 当日中に他の馬農場に入場した者の原則立入禁止**
- 過去1週間以内に海外から入国した者の原則立入禁止**
- 他の馬農場で使用した物品の原則持ち込み禁止**
- 衛生管理区域から出る人・車両・物品の消毒**
伝染性疾病の地域でのまん延防止のため、「入る」時だけでなく「出る」時の消毒もお願いします。

「飼養衛生管理基準」本文は、下記の農林水産省HPに掲載されています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-90.pdf